

令和6年度 見本市等助成事業補助金 申請のご案内

令和6年4月1日改定

- この補助金は、区内産業の振興を図るため、産業団体及び事業者が区内産業製品の販路拡張を目的とする見本市等に出展する場合に、出展費用の一部を助成するものです。

令和3年度から、対面式国内外見本市の出展料のほか、
オンライン見本市 や ECモール(審査のうえ14者限定)
に係る経費(動画やホームページ作成の委託経費等)
地域で行う見本市(イベントやワークショップ等)の経費
(設営委託経費等)についても対象となりました！

さらに、製造業者以外の皆さまにも

申請いただけるようになりました！！

(中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業で、区内に本社・本店を有する活動実態のある区内事業者)

- ECモール……楽天市場・Amazon・Yahoo！ショッピングなど
- 地域の見本市……2者以上の区内事業者を中心とした、区内地域でのイベントやワークショップ等を開催すること

見本市等助成事業補助金

国内見本市 年度内3回	1回につき 事業者 上限10万円 団体 // 20万円
国外見本市 年度内1回	1回につき 上限50万円
オンライン見本市 年度内3回 【ホームページ・動画作成等は年度1回】	1回につき 上限75万円
地域の見本市 年度内3回	1回につき 上限10万円
ECモール 年度内1回 アドバイザー支援申請審査あり 上半期7者 下半期7者	1回につき 上限60万円

- 上記の見本市等助成事業補助金は、それぞれ上限の回数まで申請できます。

●国内・国外・オンライン見本市編●

【見本市とは】

区内事業者の製品の優秀性を広く市場に紹介することを目的として行う事業及び、国の内外で行われる販路拡大のための見本市・展示会等(広く出展者を募集されており、公開されている見本市)を指す。

ただし、足立区が主催し、又は共催して行う見本市及び年度を越えて行う見本市や即販を主な目的とする出展は補助の対象とはなりません。*1

* オンライン見本市とは、インターネットで実施する見本市・展示会・商談会等。

【利用対象】

- ・ 中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業で、区内に本社・本店を有する活動実態のある区内の事業者(申請までに出展が確定している者。出展申込書コピーを提出のこと)。
- ・ 団体(足立区工業会連合会、あだち異業種連絡協議会、法律で定める組合等)。

【申請受付期限】

見本市等出展の1週間前までに申請すること(出展確定者のみ)。

見本市等への出展が取りやめになった場合は、速やかにご連絡をお願いします。

【助成内容】

区 分	助成率	助成限度額	回 数 *2	助成対象経費(税込)
国内見本市(対面式)	助成対象経費の1/2以内	事業者/10万円 産業団体/20万円	年度内3回まで	出展料・小間代・ブース代
国外見本市(対面式)	助成対象経費の1/2以内	事業者、産業団体 ともに50万円	年度内1回まで	・出展料・小間代・ブース代 ・現地通訳費(1名分)*3 ・渡航費(1名分)*4 ・宿泊費(1名分)*5
オンライン見本市	助成対象経費の2/3以内	事業者、産業団体 ともに75万円	年度内3回まで	・出展料 ・委託費 (広告作成経費、翻訳経費) 以下は年度内1回のみ (ホームページ作成及び改修経費、PR画像・動画作成経費)

毎年度4月1日から先着順で、予算額に達し次第受付は終了いたします。

*1 即販を主な目的とする、販売会等の出展は対象外。

*2 回 数:年度内 国内3回・国外1回・オンライン3回

*3 現地通訳費:見本市会期中及び搬入搬出時の現地通訳に要する経費。1名分。

*4 渡航費:当該見本市のために開催国への往復の航空運賃。1名分。

*5 宿泊費:会期中及び搬入出日の各1泊を含む宿泊費。1名分。

●地域の見本市編●

【地域の見本市とは】

2者以上の区内事業者を中心とした、販路拡大を目的に自社製品を区内地域で紹介するイベントまたは、ワークショップ等。

〈例〉貸しスペースや自社工場等にて区内事業者がイベントやワークショップ等を開催すること。

ただし、足立区が主催し、または共催して行うイベントまたはワークショップ、展示会等及び、年度を越えて行う見本市は補助対象とはなりません。

* 飲食を伴う場合は感染防止を徹底すること。

開催にあたっては、「足立区新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン」に則り、感染予防対策の取り組み内容を申請書に記載していただくことが条件となります(ガイドラインについては、足立区ホームページを参照ください)。

【利用対象】

- ・中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業で、区内に本社・本店を有する活動実態のある区内の事業者が、2者以上参加する地域のワークショップ等のイベントを主催する事業者。
- ・団体(足立区工業会連合会、あだち異業種連絡協議会、法律で定める組合等)。

【申請対象期間】

令和6年4月1日～令和7年3月31日までに開催されたイベント等。

助成金申請期限：令和7年3月20日(事後申請可能)

開催が取りやめになった場合は、速やかにご連絡をお願いします。

【助成内容】

区 分	助成率	助成限度額	回 数	助成対象経費(税込)
地域の見本市	助成対象経費の2/3以内	事業者、産業団体ともに10万円	年度内3回まで	・委託費(会場設営等) ・使用賃借料(会場使用料・物品借上料) ・広告宣伝経費(動画等) ・印刷製本費(チラシ等) ・備品購入費

毎年度4月1日から先着順で、予算額に達し次第受付は終了いたします。

●ECモール出店編●

【EC モールとは】

出店料、出品料を払うことで、商品・サービス等を掲載することができるECサイトのこと。
また、ECサイトとは、インターネットにおいて商品、サービス等の売買を行うウェブサイトを
言います。

【アドバイザー支援内容】

- ・専門相談員が、ECモールでの製品の効果的なPR方法などをアドバイスします。
- ・伴走型支援として、相談員が主に来店前に月1～2回のアドバイスをを行い、オンラインを
活用した相談も実施します。

【利用対象】 * 下記のすべての要件を満たす必要があります

- ・「ECモール」の補助金の申請を行う前に、アドバイザーによる支援を受けるための申請をする
必要があります。アドバイザー支援要領の基準により審査の上、上半期、下半期各7者の支援
事業者を決定します。
- ・アドバイザー支援を受けるための申請の審査を通過した事業者。
- ・中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者で区内に本社・本店を有する活動実態の
ある区内の事業者。
- ・ウェブ会議に参加可能な環境が整っていること。

【申請受付期限】

- ・上半期 アドバイザー支援申請：4月1日(月)から
4月30日(火)締切 (審査の上、7者決定)
助成金申請：9月13日(金) 締切
- ・下半期 アドバイザー支援申請：9月2日(月)から
9月30日(月)締切 (審査の上、7者決定)
助成金申請：令和7年2月14日(金) 締切

【助成内容】

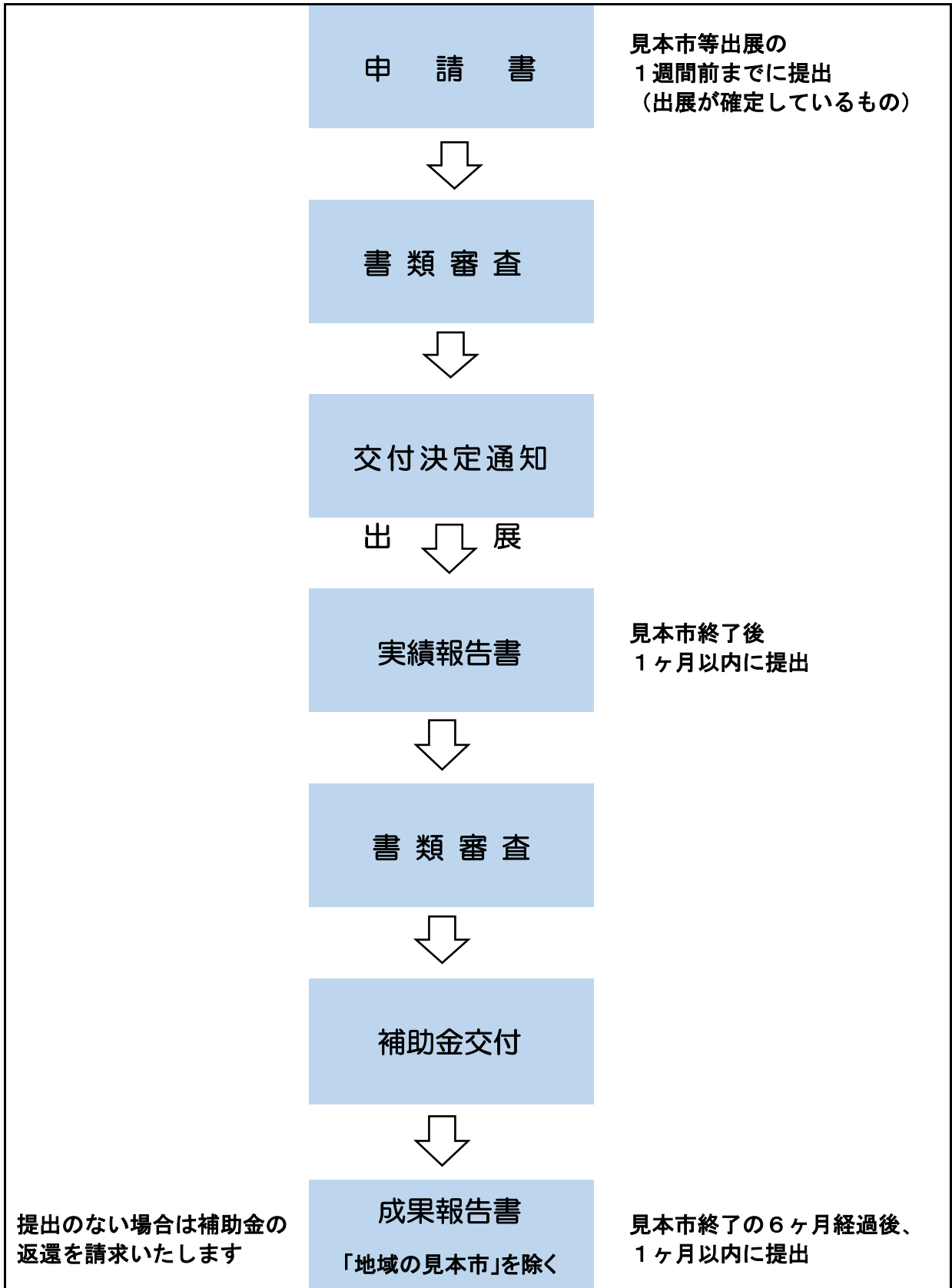
区 分	助成率	助成限度額	回 数	助成対象経費(税込)
ECモール出店	助成対象経費 の2/3以内	事業者/60万円	毎年度1回まで	・初期経費(登録費用、月額 出店料3か月分) ・委託費 (ホームページ作成・改修経費、 PR画像・動画経費、広告作 成経費、翻訳経費)

※自社 EC サイトも申請の対象となります

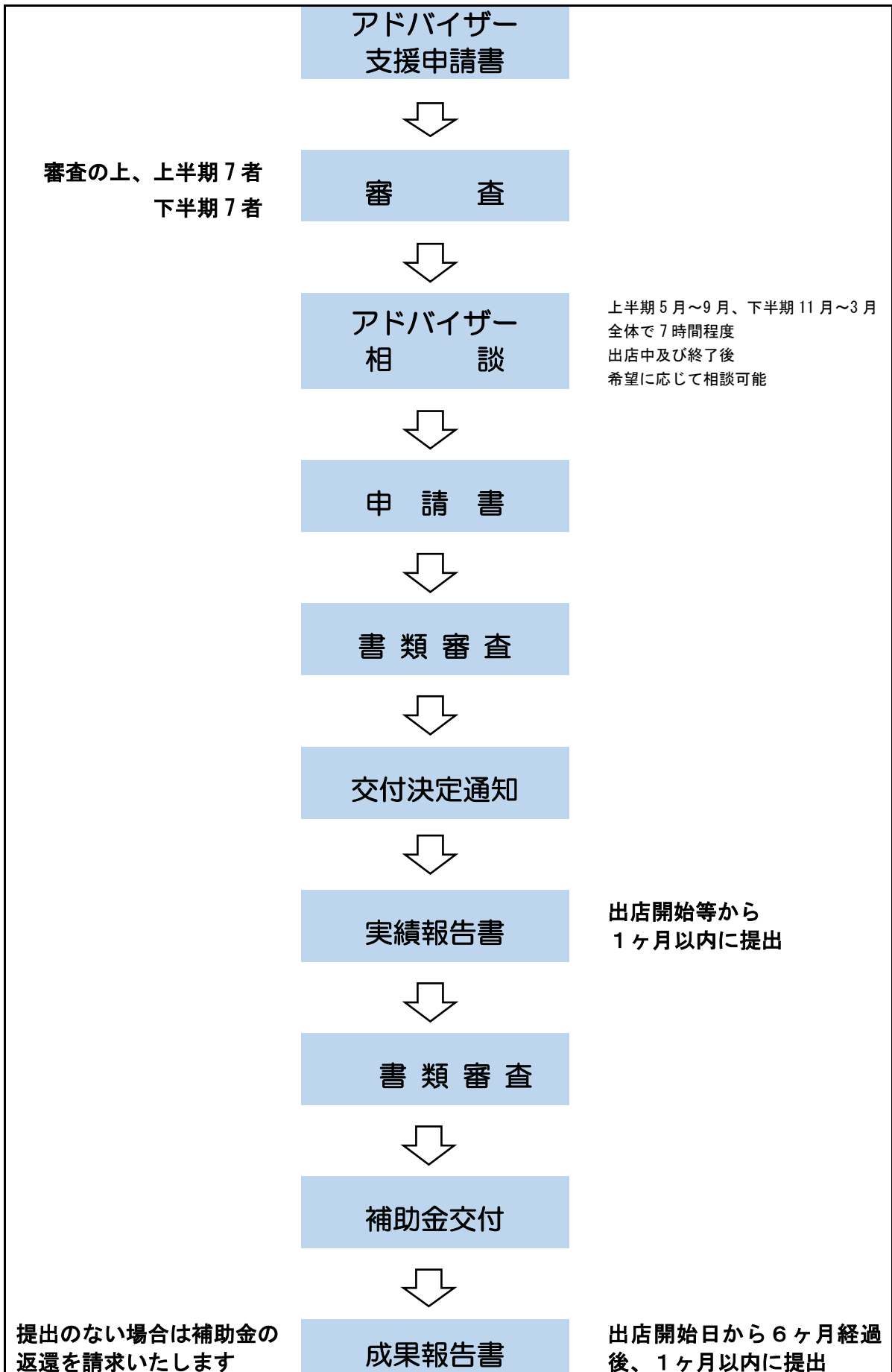
●補助金の申請から交付までの流れ●

見本市等出展の1週間前までに提出(郵送または窓口持参も可)

【「国内・国外・オンライン見本市」「地域の見本市」補助金の申請から交付まで】



【「ECモール出店」 補助金の申請から交付まで】



●ご希望により、成果報告書提出後にアドバイザーとの相談が可能です。

見本市等出展終了(ECモール出店開始)後

1ヶ月以内に **実績報告書**

6ヶ月経過後、1ヶ月以内に

出展成果報告書を提出

提出がない場合は、交付決定が無効となります。

申請についての詳しい内容等は、
足立区ホームページで
「**見本市**」と検索してご確認ください。

【注意事項】

- ・今回と同一の対象経費で、国や他の地方公共団体等から、補助金の交付を受けている場合は対象外となります。
- ・年度を越えて行われる事業は対象外となります。
- ・暴力や性描写等、公序良俗に反する事業を行う事業者が主催する見本市やECモールは対象外となります。

●ご不明の点は、下記までお問い合わせください

問合せ・申請先

足立区産業振興課ものづくり振興係

120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号 南館4階

電話 : 03-3880-5869 (直通)

F A X : 03-3880-5605

E-mail : sangyo@city.adachi.tokyo.jp